

○南丹市行政評価推進委員会設置要綱

平成 20 年 8 月 26 日

告示第 214 号

(設置)

第 1 条 南丹市が実施する行政評価に対して、第三者からの視点を確保し、評価の透明性及び客観性を向上させるため、南丹市行政評価推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市が実施する全ての行政活動に対して必要性、手法の妥当性、成果などを調査し判定する行為をいう。なお、行政評価は政策に対して評価を行う政策評価、施策に対して評価を行う施策評価、事務や事業に対して評価を行う事務事業評価に分類するものとする。
- (2) 内部評価 市組織内で職員により行う行政評価をいう。
- (3) 外部評価 市職員以外の者が行う行政評価をいう。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部評価を実施したもののうち、外部評価の対象とするものを選定し、事業の必要性等について審議すること。
- (2) 行政評価の手法について検討し、改善案等を市長に提言すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政、経営及び評価について優れた見識を有する者の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した日から起算して 2 年間とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(運営)

第 5 条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、審議のために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員が委員会に出席したときは、別に定める基準に基づき、予算の範囲内において報償金を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。